

デイサービスセンター おおすみ苑

(通 所 介 護)

(日常生活支援総合事業)

運営規程

社会福祉法人 博寿会

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人博寿会が設置する指定通所介護・日常生活支援総合事業（以下「事業所」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(指定通所介護の基本方針)

第 2 条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(日常生活支援総合事業の基本方針)

第 3 条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

(運営方針)

第 4 条 本事業所において提供する通所介護・日常生活支援総合事業は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護・日常生活支援総合事業計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者又は家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

6 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護・日常生活支援総合を提供する。

(事業所の名称等)

第 5 条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

2 名 称 デイサービスセンター おおすみ苑

3 所在地 鹿児島県曾於市大隅町月野 1045 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 6 条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1 名（兼務の場合有）

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2)生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において、必要な役割を果たす。

(3)看護職員 1名以上(兼務の場合有)

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処理を行う。

(4)介護職員 1名以上(利用者人数に応じて配置)

介護職員は通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

(5)機能訓練指導員 1名以上(兼務の場合有)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 毎週月曜日から土曜日

(但し、12月30日から1月3日までは定休日とする)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後3時40分

(利用定員)

第8条 本事業所のサービスを提供する定員は、1日40名とする。

(通所介護・日常生活支援総合事業の内容)

第9条 指定通所介護・日常生活支援総合事業の内容は、次のとおりとする。

(1)日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア 排泄の介助

イ 移動の介助

ウ 通院の介助等その他必要な身体の介護

エ 養護(休養)

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス(アクティビティ・サービス)を提供する。

- ア 日常生活動作に関する訓練
 - イ レクリエーション(アクティビティ・サービス)
 - ウ グループワーク
 - エ 行事的活動
 - オ 体操
 - カ 趣味活動
- (4) 送迎サービス
- 障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者について専用車輛により送迎を行う。
- (5) 入浴サービス
- 居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
- 【入浴形態】
- ア 一般浴槽による入浴
 - イ 特殊浴槽による入浴
- 【介助の種類(必要に応じて行う)】
- ア 衣類着脱
 - イ 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ その他必要な介助
- (6) 食事サービス
- ア 準備、後始末の介助
 - イ 食事摂取の介助
 - ウ その他必要な食事の介助
- (7) 相談、助言等に関すること
- 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
- ア 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
 - イ 福祉用具の利用法の相談、助言
 - ウ 住宅改修に関する情報提供
 - エ 家族介護者教室の開催
 - オ その他必要な相談、助言

(通所介護・日常生活支援総合事業計画の作成等)

第 10 条 通所介護・日常生活支援総合事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、意向及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護・日常生活支援総合事業計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護・日常生活支援総合事業計画を作成する。

2 通所介護・日常生活支援総合事業計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当

該計画の内容を説明し、同意を得た上で交付を行う。

- 3 利用者に対し、通所介護・日常生活支援総合事業計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(衛生管理)

第 11 条 通所介護・日常生活支援総合事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に充分留意するものとする。

- 2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(利用料金及びその他の費用の額)

第 12 条 通所サービスを提供した場合の利用料額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該通所サービスが法定代理受領であるサービスであるときは、利用者の負担割合(介護保険負担割合証等)に応じた額とする。

日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料額は、各自治体の定める介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定するものとし、サービスが法定代理受領であるサービスであるときは、利用者の負担割合(介護保険負担割合証等)に応じた額とする。

- 2 前項の利用料のほか、次に掲げる費用の額を利用者が負担するものとする。

(1) 通常の事業の実施地域外に居住する利用者に対し、実施地域を越えた地点から送迎に要する費用

送迎距離	片道 10km 以上 20km 未満	1 回につき	200 円
送迎距離	片道 20km 以上		300 円

(2) 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を越えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬を超える額

(3) 食 費 食事 1 回分につき 450 円

(4) レクリエーションなどにかかる費用等 材料代などの実費

(5) おむつ代 実 費

(6) その他 通所サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

- 3 前1項及び2項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

曾於市、志布志市、大崎町、都城市

(サービスにあたっての留意事項)

第 14 条 サービスの提供を受けようとする利用者は、サービスの利用の際に体調の異常や異変があれば、その旨申し出ることとする。

2 サービスの提供を受けようとする利用者は、機能訓練の器具を取り扱う際は、職員の指示に従うこととする。

(緊急時の対応)

第 15 条 事業所は、サービス提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治の医師またはあらかじめ定めた協力医療機関等へ連絡を行うとともに必要な処置・対応をするものとする。

(事故発生時の対応)

第 16 条 事業所は、利用者に対する指定通所介護・日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 17 条 管理者または防火管理者は、非常その他の急迫の事態に備え、別途災害防災対策などの要綱を定めるものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携を図るものとする。

(人権擁護及び虐待防止)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(秘密保持)

第 19 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(個人情報の保護)

第 20 条 利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報をを用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第 21 条 提供した指定通所介護・日常生活支援総合)に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償責任)

第 22 条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、事故に責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負うものとする。第23条に定める守秘義務に違反した場合も同様とする。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、損害賠償を減じることができるものとする。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとする。

(記録の整備)

第 23 条 事業所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業所は、利用者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保有するものとする。

ア 利用者の処遇に関する記録

イ 提供した具体的な処遇の内容などの記録

ウ 苦情内容等の記録

エ 事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

(その他の運営についての留意事項)

第 24 条 職員等の質の向上を図るために、次のとおり研修の機会を設ける。

(1)採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2)階層別研修 随時

2 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたと

きは、これを提示する。

3 この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(改正)

第 25 条 この規程を変更改正、廃止するときは、社会福祉法人博寿会 理事会の議決を経るものとする。

付則

(施行期日)

この規程は、平成 17 年 1 月 19 日から施行する。

(改定)

この運営規程は、平成 21 年 6 月 6 日に改定する。

第 7 条(一 営業日)

この運営規程は、平成 22 年 10 月 18 日に改定する。

第 21 条(個人情報の保護)

この運営規程は、平成 22 年 11 月 16 日に改定する。

第 3 条(指定介護予防通所介護基本方針)

第 7 条(職員の職種)

第 15 条第 2 項(サービスの提供記録の記載)

第 21 条(事故発生時の対応)、第 24 条(記録の整備)

第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 17 条

第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条において

指定介護予防通所介護又は介護予防通所介護を追加

この運営規程は、平成 23 年 8 月 19 日に改定する。

第 7 条(職員の職種)

第 8 条(営業日及び営業時間)

第 9 条(利用定員)

この運営規程は、平成 27 年 8 月 1 日に改定する。

第 12 条(指定通所介護(指定介護予防通所介護)の利用料)

この運営規程は、平成 29 年 4 月 1 日に改定する。

第 8 条(営業日及び営業時間)日常生活支援総合事業開始に伴う営業曜日変更

第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 17 条

第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条において日常生活支援総合事業を追加

この運営規程は、平成 31 年 4 月 1 日に改定する。

条文中指定介護予防を削除

第 12 条利用料の割合の文言修正

第 23 条ガイドラインをガイダンスへ文言修正

第 24 条記録の保存期間を2年から5年へ変更

この運営規程は、令和 3 年 3 月 25 日に改定し、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

第 8 条(営業日及び営業時間)サービス提供時間の変更

この運営規程は、令和 4 年 12 月 21 日に改定する。

第 17 条(非常災害対策)の変更

第 18 条(擁護及び虐待防止)条追加

第 23 条(記録の整備)の条文変更

第 25 条(改正)条追加

この運営規程は、令和 6 年 3 月 11 日に改定する。

第 12 条(利用料金及びその他の費用の額)

日常生活支援総合事業の利用料金に関する条文の追加